

共通仕様書

〔業務委託編 Ⅱ〕

令和4年10月1日

令和5年4月1日一部改正

令和5年6月15日一部改正

災害復旧事業業務委託共通仕様書

共 通 編	651
測 量 作 業 編	653
第1編 総 則	653
第2編 災害測量業務	653
第1章 概 説	653
第2章 作 業 計 画	653
第3章 法線測量（選点・測距）	653
第3編 大規模災害測量業務	654
第1章 概 説	654
第2章 作 業 計 画	654
第3章 法線測量（選点・測距）	654
第4章 査定補足測量	654②
第5章 査定平面図作成	654②
第6章 査定横断測量	654②
設 計 業 務 編	655
第1編 査 定 設 計	655
第1章 道路災害査定設計	655
第2章 河川災害査定設計	656
第3章 災害復旧箇所河川特性調査	658
第4章 道路付属物のみの災害査定設計	658
第5章 凍上災害査定設計	659
第6章 野 帳 作 成	660
第2編 実 施 設 計	661
第1章 道路・河川災害実施設計	661

て条は、福島県公共測量作業規程第 4 編第 2 章第 3 節並びに第 4 節を適用する。

第22条 測点杭の設置

1. 測点杭の間隔は、20m を標準とし、被災断面の変化に応じてプラス杭を設置する。
2. 河川災害兩岸被災の場合には、対岸の被災区間に見通し杭（方向杭）を設置し、点間距離を実測するものとする。
3. 木杭は、4.5 cm×4.5 cm×45 cm以上の杭を使用する。

第23条 点 検

測点杭設置後速やかに点間距離の点検を行うものとする。

第 3 編 大規模災害測量業務

第 1 章 概 説

第24条 大規模災害測量

大規模災害測量とは、「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」などに基づく災害復旧事業申請のための査定設計等に用いられる測量をいう。

第25条 適用範囲

1. 大規模災害復旧事業の各工種に適用するが、次の各号に掲げるものには適用しない。
 - (1) 災害関連事業及び助成事業等の改良復旧事業
 - (2) 特殊工法による復旧となるもので、適用することが不適切と判断される場合
2. その他大規模災害復旧事業の工種、被災状況又は規模等から、適用することが不適切と判断される場合は適用しない。

第 2 章 作 業 計 画

第26条 作業計画

作業計画とは、大規模災害復旧申請箇所の確定を受け、測量箇所の分散状況、被災状況、地形及び土地の利用状況、植生の状況等を把握し、作業方法及び使用する主要な機器、必要人員、日程等について適切な計画を立案することをいう。

第27条 現地踏査

受注者は、作業計画の立案に先立ち、発注者との現地立会により、被災状況及び起終点を確認するものとする。

第 3 章 法線測量（選点・測距）

第28条 要 旨

法線測量とは、大規模災害復旧工事の基本（骨格）となる法線を決定し、現地に測点杭を設置する作業をいう。

第29条 法線の決定

1. 原型復旧が基本であるため、現地において被災区間前後の状況から被災前の状況を想定し、決定することを原則とする。
2. 被災の状況または規模等から判断して、現地で決定することが不適切であり、線形決定及び中心線測量が必要

と判断される場合は、設計変更について速やかに協議すること。なお、線形決定及び中心線測量の作業にあたっては、福島県公共測量作業規程第4編第2章第3節並びに第4節を適用する。

第30条 測点杭の設置

1. 測点杭の間隔は、20mを標準とし、被災断面の変化に応じてプラス杭を設置する。
2. 河川災害両岸被災の場合には、対岸の被災区間に見通し杭（方向杭）を設置し、点間距離を実測するものとする。
3. 木杭は、4.5cm×4.5cm×45cm以上の杭を使用する。

第31条 点 検

測点杭設置後速やかに点間距離の点検を行うものとする。

第4章 査定補足測量

第32条 要 旨

査定補足測量とは、起終点・被災代表断面を決定してうえで、基準点を設置し、被災箇所を観測する作業をいう。

第33条 起終点・被災代表断面の決定

被災区間のみならず、被災箇所との前後のつながり、工事用道路の有無、支障物の有無及び用排水のつながり等を考慮し、起終点・被災代表断面（3断面）を決定する。

第34条 被災箇所の観測

基準点（任意座標）を設置し、査定に対応できる図面作成のための基準として、被災箇所の基準杭・災害崩れ、ひび割れ等を放射観測する。

第5章 査定平面測量

第35条 要 旨

査定平面測量とは、査定用に簡素化した平面図を作成するために測量する作業をいう。

第36条 UAV 写真測量（オルソ画像）

UAV 写真測量において、オルソ画像を作成し、被災箇所及び基準点・中心線・法線等を位置付けする。

第37条 数値地図作成

国土交通省の数値地図を利用し、被災箇所及び基準点・中心線・法線等を位置付けする。

第6章 査定横断測量

第38条 要 旨

査定横断測量とは、起終点・被災代表断面（3断面）の横断を測量する作業をいう。

第39条 中心点からの距離及び地盤高の測定

中心杭等を基準にして、中心点における中心線の接線に対して直角方向の線上にある地形の変化点及び地物について、中心点からの距離及び地盤高を測定する。

設計業務編

第1編 査定設計

第1章 道路災害査定設計

第40条 業務目的

道路災害査定設計は、経済的かつ合理的に、道路災害復旧工事を実施するための査定設計資料を作成することを目的とする。

第41条 業務内容

道路災害査定設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、共通編第6条に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地調査

受注者は、設計に必要な現地状況を把握するために現地調査を行う。現地調査では、当該設計箇所における被災状況を確認するとともに、当該箇所における地形、地質、地物、植生及び土地利用状況等について確認を行う。

(3) 平面設計

受注者は、実測平面図等を用い対策工法の平面検討を行うものとする。検討した主要工種の起点、終点、名称、延長、面積等必要事項を旗上げし記入する。内未成、内転属、応急仮工事などのある場合は、監督員の指示により明示するものとする。

(4) 縦断設計

受注者は、実測縦断図を用い復旧工法の型式、基本寸法を考慮のうえ、各測点及び主要点を標準とする測点について計画高計算を行うものとする。

(5) 横断設計

受注者は、実測横断図を用い、必要に応じ土層線を想定し、法面勾配と構造を決定し道路横断の詳細構造を設計するものとする。現況の道路幅員、主要構造物、構造物の高さ、法長、官民境界等を記入する。

標準横断図は切土、盛土等の断面について代表的な形状箇所を選定し作成し、幅員構成、舗装構成、法面保護工、道路付帯構造物等の必要事項を記入するものとする。

(6) 道路付帯構造物設計

受注者は、一般構造物〔擁壁（小構造物を除く）、函渠、特殊法面保護工、落石防止工等をいう。〕及び、管渠（応力計算が必要なもの）、溝橋、大型用排水路（幅2m超かつ延長100m超）、地下道、取付道路（幅3m超かつ延長30m超）側道、階段工（高さ3m以上）及び摺り付け工等については、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計するものとする。

なお、一般構造物は、設計図書に基づき共通仕様書業務委託編第6424条一般構造物詳細設計に準ずるものとする。

(7) 小構造物設計

小構造物設計は、応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁（高さ1m未満）、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路、集水柵、防護柵工及び摺り付け工等を設計するものとする。

(8) 仮設工設計

仮設工設計は、ブロック、擁壁等施工上仮締切りが必要な箇所について土嚢、瀬回し等を設計するものとする。仮設土留め、仮設矢板締切り等、応力計算を必要とするものは共通仕様書業務委託編第6408条道路詳細設計2の(7)による。

(9) 用排水設計

用排水設計を必要とする場合は、共通仕様書業務委託編第6408条道路詳細設計2の(8)による。

(10) 施工計画

受注者は、現道交通や使用資機材の搬入路等に留意し、設計図書に基づき経済的かつ合理的に工事を実施するために必要な施工計画を行うものとする。

(11) 設計図

受注者は、以下の設計図を作成するものとする。なお、工事発注に際して留意すべき設計条件等は図面に記載するものとする。

1) 平面図

実測平面図等を用い、設計した縦断・横断の成果及び設計した全ての構造物を記入するものとする。

2) 縦断図

実測縦断図を用い、側点、主要点及び地形の変化点等の計面高計算を行い作成する。なお、縦断図には主要構造物及び道路横断構造物を記入するものとする。

3) 標準横断図

切土、盛土等の断面について代表的な形状箇所を選定し作成する。標準横断図には、幅員構成、舗装構成、法面保護工、道路付帯構造物小構造物等の必要事項を記入するものとする。

4) 横断図

実測横断図を用い、横断設計に基づいて設計する。横断図には、土層別の土量および法長等、必要な事項を記入する。

5) 詳細図

標準設計図集以外の小構造物を使用する場合は、構造寸法及び数量表を記入した詳細図、及び舗装等展開図を作成する。

(12) 数量計算

受注者は、平面計画、横断計画、構造図等から数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(13) 照査

受注者は、下記に示す事項を標準として照査を行うものとする。

1) 基本条件の決定に際し、被災状況の他、既設施設状況を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。

2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、支障物件（地下埋設物等）などが設計に反映されているかの確認を行う。

3) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

第2章 河川災害査定設計

第42条 業務目的

河川災害査定設計は、経済的かつ合理的に、河川災害復旧工事を実施するための査定設計資料を作成することを目的とする。

第43条 業務内容

河川災害査定設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、共通編第6条に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地調査

受注者は、設計に必要な現地状況を把握するために現地調査を行う。現地調査では、出水痕跡、現況施設の状況、予定地周辺の被災状況、地形、地質、近接構造物及び土地利用状況・河川の利用形態を把握し、合わせて工事用道路の必要性、仮排水路、施工ヤード等施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。

(3) 護岸の配置計画設計

1) 平面設計

受注者は、実測平面図を用い河川環境特性整理票（A表）から決定工法の平面検討を行うものとする。検討した主要工種の起点、終点、対策工の名称、延長、面積等必要事項を旗上げし記入する。内未成、内転属、応急仮工事などのある場合は、監督員の指示により明示するものとする。

2) 縦断設計

受注者は、実測縦断図を用い河床縦断状況を把握し、護岸工根入れの決定及び護床工等の検討を行うものとする。また、設計流速算定表（B表）の縦断条件との整合性を図るものとし、護岸工の根入れ、天端高の根拠も明示するものとする。

3) 横断設計

受注者は実測横断図を用い、対岸・上下流の状況、及び被災水位を基に河川横断の詳細構造を設計するものとする。現況の低水位（L.W.L）、被災水位（D.H.W.L）主要構造物、構造物の高さ、法長、官民境界等を記入する。

標準横断図は切土、盛土等の断面について代表的な形状箇所を選定の上作成し、対策工、被災水位、警戒水位等、法面保護工、河川附帯構造物等の必要事項を記入するものとする。

復旧工法については、河川環境特性整理票（A表）及び適用可能工法選定表との整合を図るものとする。

4) 小構造物設計

小構造物設計は、応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので根固工、根継工、根止工、小口止工、小型排水路、護床工及び摺り付け工等を設計するものとする。

5) 仮設工設計

仮設工設計は、護岸工、根継工等施工上仮締切りが必要な箇所について土嚢、瀬回し等を設計するものとする。仮設土留め、仮設矢板締切り等、応力計算を必要とするものは共通仕様書業務委託編第2307条護岸詳細設計2の(6)による。また、工事用道路が必要な箇所については当該施設の設計を行い必要延長の根拠を図示するものとする。

6) 本体基礎工設計

本体基礎工設計を必要とする場合は、共通仕様書業務委託編第2307条護岸詳細設計2の(4)による。

7) 付帯施設設計

付帯施設設計を必要とする場合は、共通仕様書業務委託編第2307条護岸詳細設計2の(5)による。

(4) 施工計画

施工計画を必要とする場合は、共通仕様書業務委託編第2307条護岸詳細設計2の(6)による。

(5) 図面作成

受注者は、一般平面図、縦断面図、標準横断図、護岸構造図、護岸展開図、土工横断図、配筋図、仮設図（切廻し水路設計図、工事用道路設計図、仮締切設計図）等を作成するものとする。

(6) 数量計算

受注者は、平面図、横断図、構造図等から数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(7) 照 査

受注者は、下記に示す事項を標準として照査を行うものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、被災状況の他、既施設状況を集約、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。
- 2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、支障物件（地下埋設物等）などが設計に反映されているかの確認を行う。
- 3) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

第3章 災害復旧箇所河川特性調査

第44条 災害復旧箇所河川環境特性整理票（A表）

災害復旧箇所河川特性調査の種類は、下記のとおりとする。

1. 状況及び物理的特性、河川環境、親水空間利用、周辺環境、復旧工法の検討を【美しい山河を守る災害復旧基本方針】及び【解説書】を参照して詳細に記入する。
2. 事前調査は、現地調査を行う前に設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査を実施するものとする。
3. 現地調査は、事前調査に基づき実施するものとする。
4. 調査成果は、所定の様式「美しい山河を守る災害復旧基本方針・解説版災害復旧工法選定支援ワークシート全国防災協会」により「災害箇所河川特性整理票」（A表）にとりまとめる。
5. 環境スケッチは、植生、瀬の形状、生息動植物等を記入する。

第45条 設計流速算定表（B表）

1. 設計流速算定表は、現地において代表粒径を選定し、現地河床縦断及び河川断面形状（単断面、複断面）より流速を算定する。代表粒径と設計流速算定の作成にあたっては、「美しい山河を守る災害復旧基本方針・解説版全国防災協会」に基づき行う。
2. 代表粒径の算定においては、河川の状況（全景写真）、サンプリング詳細写真（面積格子法等）、代表粒径写真の3枚をもって1箇所のサンプリング箇所の写真とする。また、サンプリングした写真を査定設計書に添付する。
3. 上記で決定した代表粒径等を用い、代表流速算定条件入力シートに入力する。

第46条 適用可能工法選定表

適用可能工法選定表は、設計流速に該当する工種を抽出し、選定した工法の妥当性を検証する。

第4章 道路付属物のみの災害査定設計

第47条 業務目的

道路付属物のみの災害（以下のみ災という）査定設計とは、災害復旧工事に必要な平面図（道路台帳等を複写したもの）と構造図を作成し、のみ災害復旧工事を実施するための査定設計資料を作成することを目的とする。

第48条 業務内容

のみ災害査定設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、共通編第6条に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地調査

受注者は、設計に必要な現地状況を把握するために現地調査を行う。現地調査では、当該設計箇所における被災状況を確認し、復旧方針について監督員と協議を行う。

(3) 道路付帯構造物・小構造物設計

1) 平面設計

受注者は、道路台帳等による平面図を用い、主要工種の起点、終点、名称、延長、数量等必要項目を旗揚げし記入する。

2) 構造物設計

監督員との協議の結果に基づき、標準横断図、展開図、構造図を作成し、防護柵数量等を算出するものとする。

(4) 照 査

受注者は、下記に示す事項を標準として照査を行うものとする。

1) 基本条件の決定に際し、被災状況の他、既施設状況を集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。

2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、支障物件（地下埋設物等）などが設計に反映されているかの確認を行う。

3) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

第5章 凍上災害査定設計

第49条 業務目的

凍上災害査定設計とは、災害復旧工事に必要な平面図（道路台帳等を複写したもの）と構造図を作成し、凍上災害復旧工事を実施するための査定設計資料を作成することを目的とする。

第50条 業務内容

凍上災害査定設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、共通編第6条に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地調査

受注者は、設計に必要な現地状況を把握するために現地調査を行う。現地調査では、当該設計箇所における被災状況を確認するとともに、測点の設置、幅員の測定及び当該箇所における施設の状況等の確認を行う。

(3) 平面縦断設計

1) 平面設計

受注者は、道路台帳等による平面図を用い、主要工種の起点、終点、名称、延長、数量等必要項目を旗揚げし記入する。また、現地調査の結果を基に標準横断図及び展開図を作成し、舗装面積数量等を算出するものとする。

2) 縦断設計

受注者は、実測縦断図を用い、各測点及び主要点を標準とする測点について計画高計算を行うものとする。

(4) 照 査

受注者は、下記に示す事項を標準として照査を行うものとする。

1) 基本条件の決定に際し、被災状況の他、既施設状況を集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。

2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、支障物件（地下埋設物等）などが設計に反映されているかの確認を行う。

3) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

第6章 野帳作成

第51条 野帳作成

業務内容は次のとおりとする。

大きさは原則としてA4とするが、必要に応じて折り込みとすることができる。

平面図と標準横断図のみを図化し、延長、法長、構造物数量等の代表的なものを平面図に明示する。平面図及び標準横断図の文字は肉眼で判断できる大きさとする。また、余白に「年災」「査定番号」「路河川名」「字名」を記入する。

豆図は手書き、またはCAD図面を縮小して作成するものとする。

第2編 実施設計

第1章 道路・河川災害実施設計

第52条 業務の目的

道路・河川災害実施設計は、査定により決定された工法と延長に基づき、復旧工事を施工するために必要な資料を作成することを目的とする。

第53条 業務内容

- (1) 平面図作成
査定により決定された延長及び工種に基づき平面図を作成する。
- (2) 縦断図作成
査定により決定された延長及び工種に基づき縦断図を作成する。
- (3) 横断図作成
査定により決定された延長及び工種に基づき横断図を作成する。
- (4) 土工数量算出
横断図に基づき切土、盛土の数量を算出する。
- (5) 構造物数量算出
詳細図を作図し、材料の数量を算出する。
- (6) 照 査
照査技術者は、下記に示す事項を標準として照査を行うものとする。
 - 1) 査定により決定された基本条件に基づき設計の内容が適切であるかについて照査を行う。
 - 2) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。
- (7) 貸与資料
発注者が貸与する資料は下記を標準とする。
 - 1) 査定時の設計書一式
 - 2) 査定成果物